国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成制度のご案内

市内に住宅を所有している個人又は法人で、下記の機器を新たに設置した方、又は機器の設置された市内の住宅を購入した方に対し、設置に要する経費の一部を助成しています。

- ○住宅用太陽光発電機器
- ○家庭用燃料電池コージェネレーション機器(エネファーム)
- ○家庭用蓄電池システム

助成対象者 ※助成対象となる方は、下記の要件を全て満たす方となります。

- (1) 市内に住宅_{※1}を所有している方で新たに助成対象機器を設置_{※2}した方、又は助成対象機器の設置された市内の住宅を購入した方(区分所有の場合は他の区分所有者等の承認が必要です。_{※3})であること。
- (2) 設置した機器によって生じた電気等は住宅での消費用であること。※4・※5
- (3) 市が行う温室効果ガス排出削減の取組に協力すること。※6
- (4) 市税を完納していること。(他市からの転入の場合は除きます。)
- (5) 令和6年度に助成対象機器の設置を完了した方、又は助成対象機器の設置された住宅 の引渡しを受けた方で、年度内に、交付申請に係る全ての書類及び、助成金請求に係る 書類を提出できること。
 - ※1 住宅…延べ床面積の過半が住宅の用に供されている建築物
 - ※2 助成対象機器は未使用のものに限ります。(リース契約等の場合は助成対象外です。)
 - ※3 区分所有…分譲マンションなどの場合
 - ※4 住宅での消費用であることが確認できる配線図等の提出を求めることがあります。店舗等と併設の場合、住宅以外に供給している部分の設置機器は助成対象外となります。
 - ※5 全量売電の場合は助成対象外です。余剰売電の場合は助成対象となります。
 - ※6 環境家計簿の提出にご協力ください。(9ページ「環境家計簿の提出(お願い)」を参照)
 - ◎詳しい要件については、まちづくり計画課までお問合わせください。(10ページ「手続き・問合せ先」を参照)

申請書提出期間

令和6年4月1日(月)~令和7年3月31日(月)

助成対象機器及び助成金額

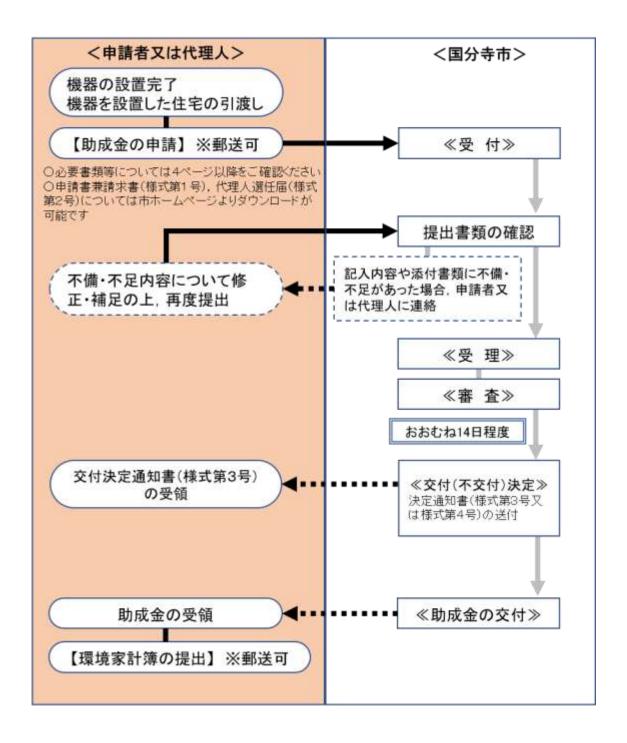
助 成 対 象 機 器※1·2·3	助 成 金 額
住宅用太陽光発電機器	1kW当たり <u>30,000円</u> 上限額 <u>150,000円</u>
一般財団法人電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれに準ずる性能を持つもので、市長が認めるもの※4であること。 (屋根以外の壁面等に取り付けるものも含まれます。※5)	※設置した機器の公称最大出力値(単位はkW(キロワット)とし、 小数点以下第2位を四捨五入する。)に30,000円を乗じて得た額
家庭用燃料電池コージェネレーション機器 (エネファーム) 日本産業規格基準に基づく総合効率が低位発熱量基準で 80%以上又はそれと同等以上の性能を有するもののうち市 長が認めるものであること。	一律 60,000円
家庭用蓄電池システム 国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社 団法人 環境共創イニシアチブにより登録されているもので あること	一律 60,000円

- ※1 助成対象機器を2種類以上同時に交付申請することも可能です。
- ※2 助成対象となるのは設置した(引渡しを受けた)年度内に交付申請書等の提出が可能な場合に限ります。
- ※3 年度ごとに予算の範囲内で助成を行います。年度末に近い時期に申請を行う場合は事前にお問い合わせください。
- ※4 準ずる性能を持つものであることについて、書類の提出を求める場合があります。
- ※5 住宅に固定せず、持ち運びが可能な物は助成対象外です。

【住宅用太陽光発電機器における助成金額の計算例】

- <例1> 公称最大出力値3.34kW の場合(小数点以下第2位を四捨五入→3.<u>3</u>kW) 30,000 円×3.<u>3</u>kW=99,000 円 助成金額: 99,000 円
- <例2> 公称最大出力値3.35kW の場合(小数点以下第2位を四捨五入→3.4kW) 30,000 円×3.4kW=102,000 円 助成金額:102,000 円

手続きの流れ



助成金の申請

- 1. 申請に必要な書類(記入例11ページ、12ページ)
- ●既存住宅に助成対象機器を設置した場合
- ※【】は必要書類の例です。該当項目の記載がある【】内の書類のいずれかをご提出ください。

No.	✓	必 要 書 類	
1		国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)	
2		助成対象機器の購入及び設置に係る領収書の写し	
3	助	或対象機器の設置状況がわかる写真で、次の事項を満たしているもの	
		太 陽 (ア)撮影日と所有者名が確認できるもの 光 (イ)住宅(屋根等)への設置が確認できるもの 発 (ウ)設置した枚数が確認できるもの	
		蓄工電ネ (工) 撮影日と所有者名が確認できるもの 池フ (オ) 設置機器の全体とその周辺が写っていて、設置されていることが確認できるもの (カ) 設置機器の銘板に記載されている型名が読み取れるもの ム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4		住宅の所有者であることを証する書類 【固定資産評価証明書(建物)、登記事項証明書(建物)】	
⑤	助用	成対象機器メーカー又は設置工事施工業者が発行した文書であって、次の事項が明記されているもの	
		太 (ア) 設置完了(引渡し)日 【助成対象機器の保証書、引渡し書、出力対比表】 光 (イ) 助成対象機器の品名、品番及び規格 【助成対象機器の保証書、出力対比表】 発 (ウ) 設置した枚数 【割付図】	
		蓄工電ネ 池フ (エ) 設置完了(引渡し)日 【助成対象機器の保証書、引渡し書、サポート証】 (オ) 助成対象機器の品名、品番及び規格 【助成対象機器の保証書、サポート証】 ム	
6		《※諸手続きを代理人に委任する場合》 代理人選任届(様式第2号)	
7		《※設置した住宅が区分所有建築物の場合》 建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する団体、区分所有者による集会等により承認された、助 成対象機器の設置・助成金の交付に係る承認書	
8		国分寺市への市税の滞納がないことを証する書類(完納証明書)	
9		国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成制度アンケート	

1 申請全般に係る注意事項

・ 添付書類について、発行元(発行者)の記載されていない書類は受理できません。

2 各種提出書類に係る注意事項(既存住宅に助成対象機器を設置した場合)

- ① 《住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)》
- 訂正印を使用して訂正する場合は、氏名の横に同じ印鑑の押印が必要となります。
- ② 《助成対象機器の購入及び設置に係る領収書の写し》
- ・ 但し書の欄に「助成対象機器の設置及び購入に関する費用である旨」の記載が必要です。
- ・ 但し書の欄に上記の記載がない場合、領収書の内訳書等の提出を求める場合があります。
- ③ 《助成対象機器の設置状況がわかる写真》
- ・ 撮影日と所有者名については、記載した看板等を映し込んで撮影いただくか又は、印刷時の余白 に記載いただく形でも問題ありません。
- ④ 《住宅の所有者であることを証する書類》
- ・ 固定資産評価証明書(建物)又は登記事項証明書(建物)のいずれかをご提出ください。
- ⑤(ア)(ウ) 《設置完了日の記載されている書類》
- ・ 太陽光パネルを設置した場合、系統連結日や売電開始日ではなく、「設置完了日(引渡し日)」の記載されている書類が必要になります。
- ・ 設置完了日(引渡し日)は、「保証開始日」と読み替えることも可能です。
- ⑤(イ) 《助成対象機器の品名、品番及び規格の記載されている書類》
- ・ 太陽光パネルを設置した場合、「設置されている各型式の、太陽光パネル1枚当たりの公称最大出力と枚数」が記載されている書類をご提出ください。
- ⑥ 《諸手続きを代理人に委任する場合(代理人選任届)≫
- 申請者、代理人ともに押印が必要となります。
- ⑦ 《設置した住宅が区分所有建築物の場合(承認書)≫
- ・ 戸建住宅の場合は不要です。分譲マンション等に設置した場合に必要となります。
- ⑧ 《国分寺市への市税の滞納がないことを証する書類(完納証明書)≫
- ・ 納税証明書とは異なりますのでご注意ください。
- ・ 非課税の場合は、直近の年度の非課税証明書をご用意ください。
- ⑨ 《国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成制度アンケート》
- ・「任意」となっている項目については空欄でも構いません。

●助成対象機器の設置された住宅を購入した場合

※【】は必要書類の例です。該当項目の記載がある【】内の書類のいずれかをご提出ください。

No.	✓	必 要 書 類		
0		国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)		
2		住宅購入に係る領収書又は助成対象機器の設置に係る領収書の写し		
8	助局	、 成対象機器の設置状況がわかる写真で、次の事項を満たしているもの		
		太陽 陽 光 (イ)住宅(屋根)が確認できるもの 		
		* 工		
4		住宅の所有者であることを証する書類 【建築工事請負契約書、住宅の売買契約書、登記事項証明書(建物)】		
6	契約	相手方、助成対象機器メーカー又は設置工事施工業者が発行した文書であって、次の事項が明記されて		
	いる	るもの		
		太		
		・ エ		
0		《諸手続きを代理人に委任する場合》 代理人選任届(様式第2号)		
0		《設置・購入した住宅が区分所有建築物の場合》 建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する団体、区分所有者による集会等による助成対象機器 の設置・助成金の交付に係る承認書		
8		国分寺市への市税の滞納がないことを証する書類(完納証明書)		
9		国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成制度アンケート		

1 申請全般に係る注意事項

・ 添付書類について、発行元(発行者)の記載されていない書類は受理できません。

2 各種提出書類に係る注意事項(助成対象機器の設置された住宅を購入した場合)

- ●《住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)》
 - ・ 訂正印を使用して訂正する場合は、氏名の横に同じ印鑑の押印が必要となります。
- ❷≪助成対象機器の購入及び設置に係る領収書の写し≫
- ・ 但し書の欄に「助成対象機器の設置に関する費用を含む旨」の記載が必要です。
- ・ 但し書の欄に上記の記載がない場合、領収書の内訳書の提出を求める場合があります。
- ❸≪助成対象機器の設置状況がわかる写真≫
- ・ 撮影日と所有者名については、記載した看板等を映し込んで撮影いただくか又は、印刷時の余白 に記載いただく形でも問題ありません。
- ◆≪住宅の所有者であることを証する書類≫
- ・ 令和6年度に他市から転入した場合は、前住所の記載されている書類を添付してください。
- 6(ア)(オ)≪住宅の引渡し日の記載されている書類≫
- ・ 太陽光パネルを設置した場合、系統連結日や売電開始日ではなく、「引渡し日」の記載されている 書類が必要になります。
- ・ 引渡し日は、「保証開始日」と読み替えることも可能です。
- **⑤**(イ)≪助成対象機器の品名、品番及び規格の記載されている書類≫
- ・ 太陽光パネルを設置した場合、「設置されている各型式の、太陽光パネル1枚当たりの公称最大出力と枚数」が記載されている書類をご提出ください。
- ⑤(工)(キ)≪助成対象機器が住宅に附属している旨の記載されている書類≫
- 写真、割付図等から複合的に判断しますが、別途、資料の提出を求める場合があります。
- 6≪諸手続きを代理人に委任する場合(代理人選任届)≫
- 申請者、代理人ともに押印が必要となります。
- **②**≪設置した住宅が区分所有建築物の場合(承認書)≫
- 分譲マンション等に設置した場合に必要となります。戸建住宅の場合は不要です。
- ❸《国分寺市への市税の滞納がないことを証する書類(完納証明書)≫
- ・ 納税証明書とは異なりますのでご注意ください。
- ・ 令和6年度以前から国分寺市に納税している場合は「完納証明書」の提出が必要になります。
- ・ 令和6年度以前から国分寺市にお住まいの方で、非課税の場合は、直近の年度の非課税証明書を ご用意ください。
- ・ 令和6年度に他市から転入してきた方は不要です。その場合、転入を確認する書類の提出を求める場合があります。
- **②**《国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成制度アンケート≫
- ・「任意」となっている項目については空欄でも構いません。

2. 申請方法

まちづくり計画課(国分寺駅北口事務所)へ直接、又は郵送にて提出してください。

- ●助成金交付申請に係る書類については、メールでの受付は行っておりません。
- ●詳しい住所・連絡先については、**10ページ「手続き・問合せ先」**をご確認ください。

3. 助成の決定

申請書等の内容を審査し、書類の受理からおおむね14日程度で「国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付決定通知書(様式第3号)」を送付します。

4. 助成金の受領

交付決定後、おおむね1か月程度で申請書兼請求書にご記入いただいた口座にお振込みします。助成金の振込日については通知しておりませんので、振込日等お知りになりたい方はまちづくり計画課までお問合せください。

郵送で提出される際の注意点

- 1 提出書類がまちづくり計画課に到達するまで時間がかかる場合があります。特に年度末 に申請される場合は、郵送にかかる時間等も含め余裕をもってご提出ください。 提出書類が申請書提出期間内に到達しなかった場合や申請書類に不備がある場合は、受 理できません。
- 2 提出書類がまちづくり計画課に到達し、全ての必要書類が整っていることが確認でき次 第、受理・審査となります。
- 3 提出書類に不備・不足があった場合、修正や差し替え、追加提出を依頼いたしますので、 確実に連絡のとれるご連絡先を申請書にご記入ください。
- 4 郵送に係る費用については申請者又は代理人の負担となります。

助成金受領後のご注意

- 1 同一年度内において、一つの住宅につき助成対象機器の区分(2ページの表「助成対象機 器及び助成金額」を参照)ごとに1回に限り申請を行うことができます。
- 2 助成金を交付された助成対象機器は、<u>申請者が6年間、保守・管理する必要があります。</u> 変更や処分をする場合は手続きが必要です。
- 3 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたことが判明した場合、助成金の 交付決定を取り消すことがあります。

環境家計簿の提出(お願い)

本助成制度は、地球温暖化防止に寄与するため、二酸化炭素の排出量を削減することを目的として、住宅用太陽光発電機器等を設置した方へ助成金を交付しています。

助成対象機器の設置前後の二酸化炭素の排出状況を把握するため、<u>設置後、機器使用開始から前半6か月(中間報告)と後半6か月(期末報告)の計2回(1年分)の電気・ガスの使用量</u>を報告してください。

詳しくは、住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付決定通知書に同封の「今後のお手続き等のご案内(3 環境家計簿の提出(ご協力のお願い))」をご覧ください。報告方法は、持参、郵送、メールのいずれかでまちづくり計画課までご提出をお願いします。

その他

- 1 **申請の際にご提出いただいた書類の返却はいたしません**。コピーをとるなど、申請内容が お手元で確認できるようにしてください。
- 2 市からの通知書等、助成金交付申請に係る書類は大切に保管してください。
- 3 交付申請に基づき、現地調査を実施する場合があります。

手続き・問合せ先

1. 申請書等の提出先・問合せ先

○まちづくり部 まちづくり計画課

< 住 所 >

〒185-0012 国分寺市本町4-1-9 本町クリスタルビル4階

(国分寺駅北口事務所)

<電話>

042-314-9005(直通)

<受付時間>

月〜金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前8時 30 分から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)

<ホームページ> ページ番号:1032172



URL: https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011090/1030856/1032172.html

※国分寺駅北口事務所に駐輪場・駐車場はありません、自転車や車でお越しの場合は付近の コインパーキングをご利用ください。(駐車料金は自己負担になります)

2. 固定資産評価証明書・完納証明書の取得手続き・問合せ先

○固定資産評価証明書 :総務部 課税課 <市役所第一庁舎2階>

○完納証明書 :総務部 納税課 <市役所第一庁舎2階>

< 住 所 > 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

< 電 話 >042-325-0111(代表)

<受付時間>月~金曜日(祝日・年末年始を除く。)

午前8時30分から午後5時まで

3. 登記事項証明書等の取得手続き・問合せ先

○東京法務局 立川出張所

< 住 所 >〒190-8524 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎6階 JR中央線「立川駅」下車。北口から徒歩10分

< 電 話 > 042-524-2716(代表)

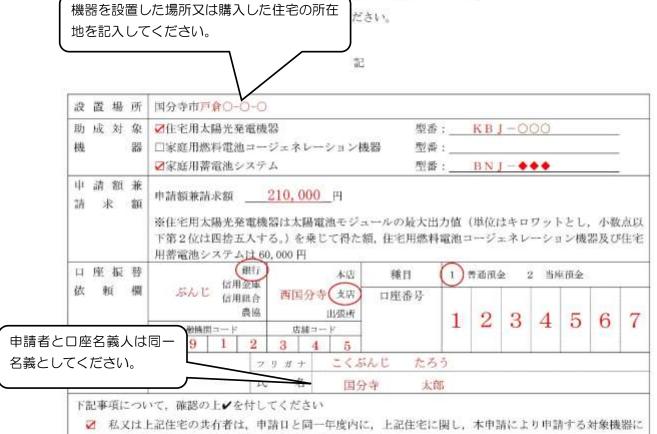
記入例(申請書養請求書)

白署以外の場合は押印が必要です。申請書等 に使う印鑑は朱肉を使用する印鑑を使用して 様式第1号(第5条関係) ください。※認印可、スタンプ式不可 国分寺市长 殿 申請者は建物の所有者しかな 申請者 住 所 国分寺市戸倉(れません。 フリガナ コクブンジ ザロウ 名 国分立 太郎 電話番号 042-×××-××× 申請者と口座名義人は同一 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名義としてください。 名称及び代表者の氏名) ※法人の場合は、必ず押印してください。 法人以外でも、本人が手書き (署名) しない場合 は、記名押印してください。

国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付申請書兼請求書

国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付規則第5条第1項の規定により、下記のとおり国分寺市住宅 用太陽光発電機器等設置助成金の交付を申請します。また、同規則第6条第1項の規定による交付決定を受けた

収額として請求いたします。

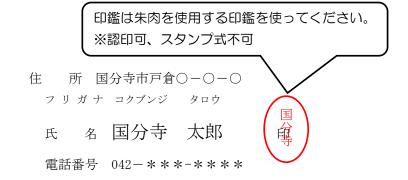


- 私又は上記住宅の共有者は、申請日と同一年度内に、上記住宅に関し、本申請により申請する対象機器について、この規則による助成金の交付を受けていません。
- ☑ 申請書兼請求書の申請者と口座振替依頼欄の口座名義人の氏名は同一人物です。

記入例(代理人選任届)

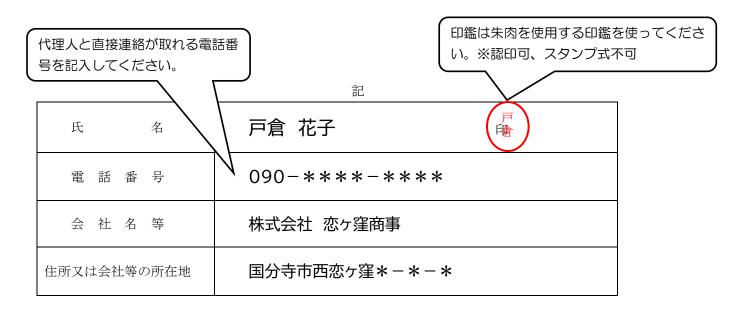
様式第2号(第5条関係)

国分寺市長 殿



代理人選任届

下記の者を住宅用太陽光発電機器等設置助成金の国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付申請書 兼請求書(様式第1号)に係る手続の代理人として選任したので、届け出ます。



助成制度利用のためのチェックシート(申請編)

交付申請書を提出する際の確認にご活用ください。

	確認内容			
	■助成要件について			
	設置した機器によって生じる電気等は自身が所有する住宅での消費用である			
	《住宅が店舗等と併用の場合》			
	住宅部分にのみ給電されていることが確認できる書類を添付している			
	助成対象機器や住宅の所有者について			
	《助成対象機器を設置した住宅が区分所有建築物(集合住宅等)の場合》			
	団体や区分所有者の <u>承認書</u> を添付している			
■ F	申請書(様式第1号)について			
	フリガナや連絡先を漏れなく記入している			
	設置場所を正しく記入している			
	《太陽光発電システムを設置する場合》			
	機器の公称最大出力の合計は、小数点第二位を四捨五入して記入している			
	申請金額を正しく記入している			
	│ 添付書類の□にチェックをして、添付漏れがないか確認している			
■添付書類について				
	領収書に助成対象機器の設置にかかる費用が明記されている又は明記されていないため内訳書を添			
	付している			
	設置状況のわかる写真について、必要事項を満たしている			
	機器を設置した住宅の所有者であることを証明する書類を添付している			
	設置完了日、引渡し日がわかる書類を添付している			
	《太陽光発電システムを設置する場合》			
	モジュールの枚数と1枚あたりの公称最大出力がわかる書類を添付している			
	国分寺市への市税の滞納がないことを証する書類(完納証明書)を添付している			
	※他市からの転入などにより国分寺市に納税していない場合は、不要です			
<u> </u>	※非課税の場合は、直近の年度の非課税証明書をご用意ください			
	回答したアンケートを添付している			
1	■代理人による申請の場合			
	<u>代理人選任届(様式第2号)</u> を添付している			